

令和3年第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和3年3月11日（木） 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

栗本 恒雄 ・ 櫻井 宏 ・ 清水 健吉

議長

林 安廣

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	宮川眞由美
副主幹	伊佐治伸一	主査	則竹 邦彦
副主査	岩垣 康弘	副主査	吉村 雅子
主任主事	坂口由充加	主任主事	佐藤 優希
主事	那須 香織		

関係者

経済部経済政策課 主任主事 林 孟甫

議 事

- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第17号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 議案第18号 岐阜市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第19号 岐阜市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
- 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第12号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

ただいまより、令和3年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

本日は、栗本農業委員会会長及び清水農業委員会会長職務代理が欠席でございますので、私、林安廣が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号3番江崎和浩委員、議席番号4番古田薫委員、御両名様、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。

事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、議案第14号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、南長森地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、世帯内で畑を譲り渡すものです。

3番、4番、西郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定ですが、4番は、農地の使用貸借の権利を取得後、農地を適正に利用していないと認められる場合に、契約の解除ができる条件付の申請です。

いずれも農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

3ページをお願いします。

5番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

最低経営面積未満の農地の取得ですが、農地法施行令第2条第3項に規定する耕作の事業が草花等の栽培で、今回はイチゴの栽培となりますが、その経営が集約的に行われるものであると認められることから、許可し得るものです。

6番から8番は、柳津地区の申請です。

6番の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

7番の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を拡大する使用借人へ田を貸し出すものです。

4ページをお願いします。

8番の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第14号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、南長森地区は林明委員、お願いいたします。

林(明)委員

1番の申請は、借人へ農地を貸し出すものです。申請地は、以前から借人が耕作されており、引き続き水稻を栽培する予定です。

2月26日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会
いを行いました。

借人は農地を適正に耕作されておりますので、許可は問題ない
と考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、2番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

本件は、親から子への世帯内贈与です。

2月25日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と
共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取
り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えており
ます。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、3番及び4番、西郷地区は、松野芳正委員、お願い
します。

松野委員

3番の申請は、2月25日に、農地利用最適化推進委員、
事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定でございます。

借人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますの
で、許可は問題ないと考えております。

続きまして、4番の申請は、農業経営を開始する借人へ農地を
貸し出すものです。

2月25日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と
共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻及び野菜を栽培される予定でございます。

立会いの際に、地元農地を適正に耕作、管理していくこと、
取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題
ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、5番、合渡地区は村木多藏委員、お願いいたします。

村木委員

5番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、農地を譲り渡すものでございます。

申請地は、以前から、中間管理事業により受人が耕作しており、引き続きイチゴを栽培される予定でございます。

受人は、地元の取り決めも十分承知されており、他の農地も適正に管理されていることから、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番から8番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

6番から8番の説明します。

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

7番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、農地を貸し出すものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

続いて8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

6番から8番の申請について、3月3日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人、借人と共に現地立会いを行いました。

いずれの申請も受人、借人は、地元の取り決めを承知されており、所有する農地も適正に管理していることから、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第14号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

よろしいですか。
御発言も無いようでございますので、採決に入ります。
議案第14号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第15号農地法第4条第1項の規定による農地
転用許可申請の審議について、2件、以上を議題といたします。
事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、議案第15号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合
の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。
今回は、2件、481平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。
申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で
あって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ
申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療
施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番、柳津地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。申
請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしてい
るため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第15号について説明を受けました。
何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

よろしいですか。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第16号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、議案第16号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9ページの総括表をご覧ください。

今回は、4件、2,016.82平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、所有権の移転により、宗教施設敷地の一部に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

2番、日置江地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、店舗に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

3番、芥見地区の申請は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、福祉施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4番、三輪地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

以上でございます。

議長

議案第16号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

よろしいですか。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第17号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、令和3年2月18日付け、岐阜市経政第

222号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

内藤事務局長

発言よろしいですか。

議長

どうぞ。

内藤事務局長

説明の前にお知らせがあります。

令和3年第3回岐阜市農業委員会総会の開催通知を発送しましたが、この、岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、を議案として提案することを失念しておりました。

失礼いたしました。

本日の総会に追加しておりますので、よろしく願いいたします。

林主任主事

それでは、議案第17号について説明いたします。

今回は、1件の農用地からの除外の申出です。

13ページをご覧ください。

農用地からの除外で、田1筆で1,235平方メートルとなります。

14ページをご覧ください。

整理番号1、方県地区、鶏卵販売施設の駐車場造成の申出です。

令和2年9月総会議案第52号にて、軽微な変更として、農業用施設用地への用途区分変更で、ご審議いただきましたが、その後の手続きにおいて、県より、農業用施設用地の指定要件を満たさないとの指摘があったため、農用地からの除外に変更するものです。

16ページに位置図をつけております。

申出の場所は、伊自良川沿いの岩利4丁目地内の農地です。

なお、14ページの括弧3「市町村検討調書」に記載しておりますように、除外の申出のありました1件は、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議 長

議案第17号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

宮 部農地利用
最適化推進委員

質問します。駐車場として農地転用許可を受けた後、駐車場を廃止して鶏舎を建てる場合、農地法の規制はあるのですか。

議 長

事務局、説明を求めます。

則竹主査

今回の申請は、駐車場造成の申出ですので、駐車場造成の農地転用以外は、ありません。

宮 部農地利用
最適化推進委員

駐車場として農地転用許可を受けた後、駐車場を造成した後、駐車場を廃止して鶏舎を建てる場合、農地法の規制はあるのか、を聞いています。

伊佐治副主幹

造成及び地目変更が行われた時点で、農地法の規制は外れます。その後は上物に係る規制として、都市計画法に合致しているかどうか判断基準となります。

宮 部農地利用
最適化推進委員

分かりました。

議 長

他に何か御意見等ございましたら御発言願います。

よろしいですか。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

挙手多数のため、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第18号岐阜市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

事務局が説明をいたします。

吉村副主査

23ページをお願いします。

岐阜市農業委員会事務局規程には、農業委員会事務局に関する事項、事務分掌や職員定数、局長の専決事項などが定められています。

18ページにお戻りください。第2条に事務局の設置場所の規定があります。

令和3年5月に新庁舎へ移転することから、事務局の設置場所を、現在の岐阜市神田町1丁目11番地 岐阜市役所南庁舎内から、移転後の岐阜市司町40番地1 岐阜市役所内に改めるものです。

なお、今回の改正の施行日は、令和3年5月6日としており、市役所の位置に関する条例に定める施行日と同一にしております。以上でございます。

議長

ただいま、議案第18号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

よろしいですか。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第19号岐阜市農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、議案第19号について説明いたします。

36ページをお願いします。

岐阜市農地移動適正化あっせん基準は、農地保有の合理化のために行う農地についての権利移動のあっせん事業を行うための基準で、対象の農用地、農用地の権利の対象者などが定められています。

28ページにお戻りください。今回の改正は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農地中間管理機構等に含まれていた、農地利用集積円滑化団体に関する部分を削除するものです。

その他、語句の表記を改めるものです。

なお、今回の改正の施行日は、農業経営基盤強化促進法の一部改正の施行日である令和2年4月1日にすべきでしたので、遡及適用条項を設け、令和2年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第19号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

よろしいですか。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

第19号議案について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第9号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、報告第9号について説明いたします。

相続等による農地の権利取得の届出でございます。42ページをご覧ください。

今回の各地区別の届出は、32件、54,269平方メートルです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第10号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、報告第10号について説明いたします。

44ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、14件、8,762平方メートルです。
明細は、45ページから48ページです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、報告第11号について説明いたします。
50ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、50件、23,667.60平方メートルです。
明細は、51ページから63ページです。

以上、報告第9号から第11号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年2月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告第12号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局が説明いたします。

吉村副主査

それでは、報告第12号について説明いたします。
65ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等を農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和3年2月に1法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 43 分閉会を宣す。